

豊川市監査公表第50号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施し、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成27年2月16日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	野 本 逸 郎

## 定例監査の結果に関する報告

### 1 監査の対象及び期間

監 査 の 対 象		監査の対象期間	監査の実施期間
部 局	課 等		
建 設 部	道路維持課	平成26年4月 1日 ～同年10月31日	平成26年12月24日 ～平成27年1月30日
	都市計画課		

### 2 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の対象項目としては、以下のとおりである。

#### 重点項目

- (1) 補助金・交付金に関する事務について

#### 一般項目

- (1) 歳入・歳出執行状況について
- (2) 収入未済の取扱事務について
- (3) 契約に関する事務について
- (4) 財産の管理に関する事務について
- (5) 公金の取扱事務について
- (6) 庶務その他事務について

### 3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。なお、一部不適正な事務処理が見られたが、口頭で指導し補正をさせたので、記述を省略した。

#### 【建設部道路維持課】

#### (1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

- (ア) 公共用物使用料、道路占用料、証明手数料及び弁償金の未収金の収納事務について、納期限後20日以内に督促状が發送されていないため、改善されたい。
  
- (イ) 公共用物の使用の許可事務について、次の点を改善されたい。
  - a 許可の更新の事務処理が適正にされていない。
  - b 許可対象物件及び申請者の現状把握がされていない。
  - c 未納者の情報が収集されていない。

【建設部都市計画課】

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

- (ア) 次の補助金の交付要綱について、補助の交付対象及び交付額等が不明確であるため、改正されたい。
  - a TMO推進事業費補助金
  - b 中心市街地テナントミックス社会実験事業費補助金
  - c ファサード整備事業費補助金（地区計画名称）
  
- (イ) 催事場の指定管理協定書の締結について、市と指定管理者の代表者が同一であり、民法第108条の双方代理の禁止に抵触しているため、改善されたい。